

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？～申請期限は12月1日まで～

期限を過ぎると、給付金を支給できなくなります。申請がまだの方は、早めに申請をお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金とは

消費税率上げの影響などを踏まえ、子育て世帯へ臨時特例的な措置として支給される給付金です。

支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給している方
※特例給付(児童を養育している方の所得が、児童手当の所得制限額以上の場合、児童1人当たり月額5,000円を支給するもの)受給者は対象外

給付金額

対象児童1人につき3,000円

申請方法

伯耆町から児童手当を受給している方は、6月に送付した申請書に必要事項を記入して、下記へ提出してください。

※公務員の方へ
児童手当を受給している公務員は、職場から子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当受給状況証明書が交付されます。基準日(平成27年5月31日)時点で住民票がある市町村に申請してください。

申請先

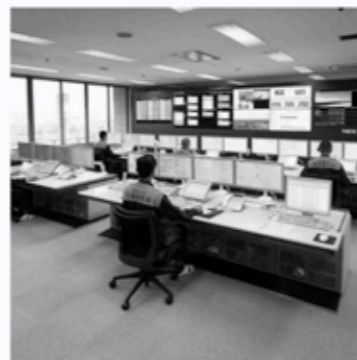
(本庁舎) 福祉課福祉支援室 (分庁舎) 分庁総合窓口課
※平成27年6月分の児童手当を支給している市町村に申請をしてください。
※市町村によって申請期限が異なりますので、ご注意ください。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:68-5534

11月9日は『119番の日』

わが国では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から11月9日を『119番の日』としています。

- 消火活動や救急、救助活動は1分1秒を争う時間との勝負です。119番通報は西部消防局指令センターにつながり、災害現場に消防車や救急車の出動が指令されます。
- いざという時に備え、電話のそばに自宅の住所、電話番号を記入したメモを準備しておきましょう。
- 携帯電話などからの通報は、目標物となる建物や住所表示などで居場所を確認し、落ち着いて係員の質問に答えて下さい。



消防局庁舎見学を受け付けています

西部消防局指令センターは、今年度「高機能消防指令センター」として新たに整備され、すでに運用が始まっています。消防業務に対するご理解を深めていただくために施設見学を行っていますので、お気軽にご連絡下さい。

問い合わせ先 消防局総務課 TEL:35-1951

11月は児童虐待防止推進月間です！

保護者や同居人による子どもへの虐待が深刻な問題になっています。虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守るためには、虐待にできるだけ早く気づき、対応することが必要です。

虐待は、特別な家庭だけの問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で子どもを虐待から守りましょう。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

児童虐待は4つに分類されます

①身体的虐待

- 殴る ● 蹴る
- たばこの火を押し付ける
- 戸外に締め出す など

※命に危険が及ぶ恐れもあります

②性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行
- ポルノ写真などの被写体を強要する など

③ネグレクト

(保護者としての監護を著しく怠っていること)

- 適切な食事を与えない
- 極端に不潔な環境の中で生活させる
- 重大な病気やけがをしても病院に連れて行かない など

④心理的虐待

- ことばで怖がらせる、脅迫する
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など

相談・通告に関するQ&A

Q. 誰が通告できるの(通告するの)?

A. 地域に住むみんなの義務です。

「児童虐待防止法」は、社会全体で子どもを守る仕組みを示した法律です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、通告義務が定められています。

Q. 通告は、匿名でもいいのでしょうか?

A. はい。通告した人の秘密は守られます。

通告は電話でも手紙でもかまいません。通告した人のプライバシーは法律によって保護されていますので、ご安心ください。また、通告内容を調査して、虐待ではなかった場合でも、通告した人が責められる(罰せられる)ことはありません。

相談・通告窓口

- 伯耆町役場 福祉課 福祉支援室
平日(8:30~17:15) TEL:68-5534
夜間・土日祝 TEL:68-3111 ※宿直から担当者へ取り次ぎます
- 米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町4丁目50 TEL:33-1471
- 児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189 ※管轄の児童相談所に転送されます。